

合併協議会だより

第 6 号

平成 15 年 9 月 1 日

発行

■編集・発行 釧路地域 6 市町村合併協議会

■住 所 〒 085- 0016 釧路市錦町 4 丁目 7 番地 釧路錦町立体駐車場 1 階
0154- 31- 8580・31- 8781 FAX 0154- 22- 7060

URL <http://www.kushiro-gappei.jp> E-mail shityoson@kushiro-gappei.jp

議
会

合併の方式や先行調整項目の調整方針案等が承認された第 5 回合併協議会



第 5 回 合併協議会

調整方針(案) 80 項目を承認

合併の方式は「新設合併」

合併協議会では、去る 7 月 7 日に第 5 回協議会を釧路市内のホテルで開催し、前回の協議会開催以降に各専門部会、小委員会で検討を進めてきた先行調整項目 2 ページ以降(参照)等に係る調整方針(案)について、報告があった 80 項目を承認しました。

また、合併の方式、期日などの項目についても、関係小委員会から調整方針(案)の報告があり、承認されました。

先行調整項目等の調整方針案については、それぞれ担当している 6 つの小委員会の委員長から、前回の協議会開催以降に小委員会での協議を終えた項目について順次報告があり、行財政小委員会 1 項目、住民生活小委員会 9 項目、健康福祉小委員会 6 項目、産業経済小委員会 15 項目、都市環境小委員会 37 項目、教育文化小委員会 12 項目の計 80 項目(先行調整項目 40 項目、その他の項目 40 項目)について承認されました。

また、合併の方式、期日、新市の名称、事務所の位置の 4 項目についての調整方針案(下記参照)が、所管する新市建設小委員会の委員長から報告され、承認されました。

この他、協議事項として、幹事会設置規程の一部改正(構成

合併の方式等について

● 合併の方式

釧路市、釧路町、阿寒町、鶴居村、白糠町、音別町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併」¹とする。

● 合併の期日

平成 17 年 3 月末までとする。

● 新市の名称

合併の方向性が確認された後に協議する。

● 新市の事務所の位置

現在の釧路市役所の位置とする。

1【新設合併】 今までの市町村を、合併に当たって一度廃止してしまい、その後で改めて新しい市町村を設置しようとするもので、いわゆる「対等合併」と言われる方式です。

先行調整項目調整方針

（要約編）

先の第5回合併協議会で承認された、6市町村における住民サービスや行政制度などの違いを調整する調整方針のうち、「先行調整項目」に係る40項目の内容についてお知らせします。

なお、掲載に当たりましては、紙面の関係から、協議会で承認された内容を要約の上掲載しております。

【もくじ】

- 消防・防災・治安に関すること・・・1項目（3P）
- 税務に関すること・・・・・・・1項目（3P）
- 環境衛生に関すること・・・・・・・2項目（3P）
- 住民活動に関すること・・・・・・・2項目（4P）
- 教育・文化に関すること・・・12項目（4P～6P）
- 福祉に関すること・・・・・・・3項目（6P）
- 保健医療に関すること・・・・・・・1項目（7P）
- 建設に関すること・・・・・・・11項目（7P～8P）
- 簡易水道等に関すること・・・・・・・1項目（8P）
- 都市計画に関すること・・・・・・・6項目（9P）

■ 先行調整項目とは

現在の6市町村においては、それぞれの住民サービスや行政制度などに違いがありますが、こうした違いを新市になった場合にどのように調整していくのかについて、6つの小委員会（行財政、住民生活、健康福祉、都市環境、産業経済、教育文化）において検討を行なっています。

このうち、特に住民生活に関わりが深い項目として、137項目を「先行調整項目」として選定し、合併判断の資料として、他の調整項目に先駆けて検討を進めています。

なお、各小委員会で検討された事項については、協議会に報告し、承認いただくこととしています。

調整方針の内容

次の区分により、方向性を調整しています。

「調整の方向性」

▼「統合・同一内容」

現在のサービスや制度が6市町村で同一のため、現行のまま新市に引き継ぐもの。

▼「統合・一本化」

いずれかの市町村のサービスや制度に一本化するもの。

▼「再編」

現在のサービスや制度を見直し、新たなサービスや制度に変更するもの。

▼「廃止」

現在のサービスや制度を廃止するもの。

▼「調整猶予」

法律で期間が定められていたり、調整が多方面にわたり時間を要することなどの理由により、当面、現行どおりサービスや制度を存続し、新市になってから改めて調整するもの。

▼「その他」

調整方針が複数になったりするなど、上記のいずれにも該当しないもの。

「調整の時期」

▼「合併時」

合併時に、統合、再編、廃止を行うもの。

▼「経過措置」

合併後、一定の期間経過後に、統合、再編、廃止を行うもの。

消防・防災・治安に関すること

1．消防組織と人員

- 調整方針は『合併時に統合（一本化）』

<主な調整内容>

- 消防組織は、住民の安全を守るため速やかに新組織へ移行しなければならないため、釧路市消防本部、釧路西部消防組合、釧路町（釧路東部消防組合所属）の3組織の速やかな統合を図ることを第一とし、合併時に統合します。
- 組織定数及び署・支署の配置については、合併時にそのまま新市に引き継ぎます。また、新市移行後に新たな定員管理計画を策定し、定員管理の適正に努めるとともに、比較的重複と思われる消防力については、均衡を図ります。
- 救急体制は、各地域の高齢化が進んでいる現状からも、迅速で高度な救命体制の確立が必要であり、将来的には救急隊の専任化が理想です。また、各市町村の地域事情に対応できる救急車の整備に努めるとともに、保有台数、出動区域も含めた体制づくりを新市移行までに検討します。

税務に関すること

2．都市計画税

- 調整方針は『合併時に統合（同一内容）』

<主な調整内容>

- 現在、課税されている釧路市・釧路町については、現行のまま新市へ引き継ぎます。
なお、新たに都市計画税を賦課する場合には、都市計画区域の指定が前提となりますので、新市において都市計画区域のあり方について検討することが必要です。

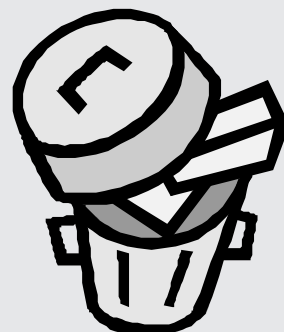
環境衛生に関すること

3．ごみ処理の対象地区・収集体制・収集方法

- 調整方針は『その他』

<主な調整内容>

- 収集体制は、今の方式を現行どおり新市に引き継ぎます。また、新市における収集体制は、委託化の方向で効率的な体制を検討します。
- 収集方式（ステーション方式、個別方式）は、一本化に向けて新市で調整します。
- 収集回数は、現行どおり新市に引き継ぎます。なお、積極的なごみの減量化・資源化への取組みと合わせて新市で調整します。



4．ごみ処理手数料

- 調整方針は『合併時に統合（一本化）』

<主な調整内容>

- 合併時に有料化します。
- 有料化を実施するため、資源ごみのリサイクル化の徹底、可燃・不燃ごみの減量化、ごみ分類方法などを統一することとし、合併時までに調整します。

住民活動に関すること

5．住民票などの手数料

- 調整方針は『その他』
 - <主な調整内容>
 - 戸籍関係の証明・交付手数料は、6市町村で同額のため、現行制度のまま新市に引き継ぎます。
 - 住民票、印鑑登録等の証明・交付手数料は、額を統一して合併時に再編します。

6．地区会館等の設置状況と運営補助

- 調整方針は『合併時に統合（一本化）』
 - <主な調整内容>
 - 建設、運営等に対する補助は、「釧路市」の基準により新市に引き継ぎます。

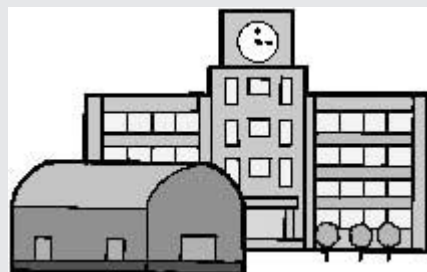
教育・文化に関すること

7．公立幼稚園の授業料・入園料

- 調整方針は『調整猶予（2年程度）』
 - <主な調整内容>
 - 新市における「新幼稚園振興計画」策定の中で、入園料及び保育料・幼保一元化・統合再編等の方向性を検討します。

8．小・中学校校舎の耐震診断・耐震改修

- 調整方針は『合併時に統合（同一内容）』
 - <主な調整内容>
 - 現在、診断未実施校が大勢を占めており、新市において、大規模改修事業を含めて新たな計画を検討する必要があります。
 - 実施にあたっては、昭和56年以前建築の未実施校を優先させることとし、新市における財政計画を考慮し、各地域の公平性を図りながら緊急度の高い学校から順次実施します。



9．奨学金の貸付け

- 調整方針は『合併時に再編』
 - <主な調整内容>
 - 貸付限度額は、各自治体の上限を適用して再編します。
 - 6市町村における未償還分は新市に引き継ぎます。

10．小・中学校の就学費援助

- 調整方針は『合併時に統合（一本化）』
 - <主な調整内容>
 - 通学費・宿泊学習費などの援助項目を「釧路市」に一本化し、見直し整備します。

11. 遠距離児童・生徒への通学費補助

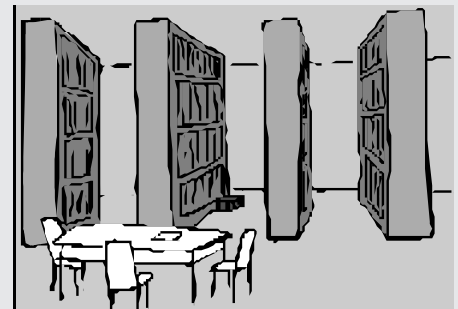
- 調整方針は『合併時に統合（同一内容）』
 <主な調整内容>
 ■市町村の遠距離通学の実態を踏まえ、現行のまま新市へ引き継ぎます。

12. 道立高等学校

- 調整方針は『合併時に統合（同一内容）』
 <主な調整内容>
 ■合併により同一学区となることが基本ですが、特に阿寒高校・白糠高校の存続及び定員確保について、北海道教育委員会へ強く要望します。

13. 図書館の設置

- 調整方針は『合併時に統合（一本化）』
 <主な調整内容>
 ■現行のまま新市に引き継ぎます。
 ■6市町村それぞれで担当所管、運営方式及びサービス面で差異があることから、当面現状を維持しつつ、新市においてコンピュータシステムの一元化や現釧路市立図書館を本館とし、各地域の図書館（室）を分館（室）とするなど、図書館システムの再構築を図る必要があります。



14. 公民館の設置

- 調整方針は『合併時に統合（一本化）』
 <主な調整内容>
 ■釧路町・阿寒町・白糠町の公民館については、現状の地域ごとの施設をそのままに存置し、新市に引き継ぎます。
 ■釧路市・鶴居村・音別町については、歴史的、地域的な背景から、その他社会教育施設が設置された経緯を踏まえ、既存のそれらの施設での公民館活動が可能です。

15. 女性団体

- 調整方針は『調整猶予（1年程度）』
 <主な調整内容>
 ■各団体への補助金は、現行のまま新市に引き継ぎます。なお、猶予期間の中で、補助制度について調整します。
 ■新市において新たに女性連を発足し発展的統合化を図るとともに、各地域毎の各女性団体については、地域事情を考慮し存置して行く方向が望まれます。
 ■各主要団体の活動内容は、それぞれの目的により差異がありますので、各団体間で統合について調整していただきます。

16. 芸術・文化団体

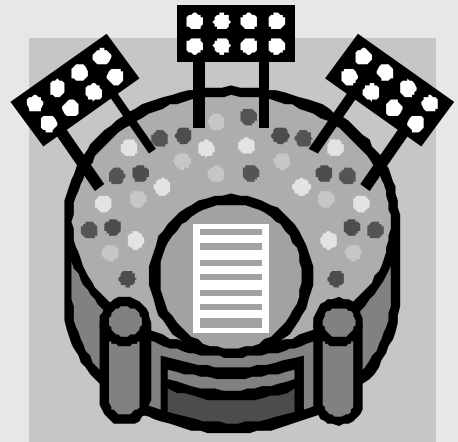
- 調整方針は『調整猶予（1年程度）』
 <主な調整内容>
 ■新市において新たに文化協会を発足し、現状6市町村の協会・協議会を加盟団体に位置づけます。
 ■6市町村毎の文化協会加盟団体（639団体）には、類似するサークル等もありますので、条件が合致するならば統合化する方向も考えられます。
 ■加盟団体の中には、それぞれ歴史的・伝統的なことから設立され、今日まで伝承されてきている経緯があることを踏まえ、地域に存続すべき団体もあります。

17. スポーツ施設の使用料

- 調整方針は『調整猶予（５年程度）』

< 主な調整内容 >

- 各施設の使用料は、現行のまま新市に引き継ぎます。
- 体育施設は多様な施設が存在しており、同様な施設でも料金体系が無料・有料の施設があり、現時点での統一した使用料の設定は期間的に困難です。
- 当面、現行の使用料を維持しますが、速やかに検討すべきと考えます。
- 地域毎に使用料を設定した場合、新市全体において住民の利用形態に変化が生じる事態が予想されます。
- 新市において使用料減免の統一した基準を定める必要があります。



18. スポーツ団体

- 調整方針は『調整猶予（１年程度）』

< 主な調整内容 >

- 各団体は、現状のまま存続することとします。
- 新市において新たに体育協会を発足し、現状６市町村毎の協会を新体育協会の下部組織とする方法も考えられます。
- 現行の各体育協会加盟のスポーツ団体（128団体）は、それぞれの団体間で統合について調整していただくことが望まれます。

福祉に関すること

19. 敬老祝金

- 調整方針は『合併時に再編』

< 主な調整内容 >

- 基本的に合併時に再編します。
- 支給対象者を見直し、再編整備することが必要ですが、地域の特殊性に配慮しながら、段階的に節目の祝金として再編します。

88歳（米寿）５万円 / 99歳（白寿）５万円 / 100歳５万円 / 101歳以上５万円（毎年）

20. 保育料

- 調整方針は『経過措置を設け再編』

< 主な調整内容 >

- 当分の間、市町村の現行の制度を存続します。
- 市町村による認可、無認可の形態やサービスの相違点は、合併時まで統一するのは困難ですので、新市において調整します。

21. 医療費助成【乳幼児関係】

- 調整方針は『合併時に統合（一本化）』

< 主な調整内容 >

- 基本的に合併時に一本化します。
- 地域の特殊性に配慮しながら、段階的に単独実施町村の現行制度（共通分）と道の補助制度を基準に調整します。

保健医療に関すること

22. 各種がん検診

- 調整方針は『経過措置を設け統合（一本化）』
- ＜主な調整内容＞
 - 当分の間、現行の健康診査を実施し、「釧路市」の制度に合わせ一本化します。
 - 各種検診の開催方法・内容等は、専門的要素を含むことから今後各市町村で調整します。

建設に関すること

23. 市町村道の認定基準

- 調整方針は『合併時に統合（一本化）』
- ＜主な調整内容＞
 - 6市町村の中で、認定基準をより詳細に定めている「釧路市」・「白糠町」の基準をベースに一本化を図り、合併時に新市に引き継ぎます。

24. 道路占用料

- 調整方針は『合併時に統合（一本化）』
- ＜主な調整内容＞
 - 新市に移行した場合、政令上の区分が乙地に変更になりますので、「釧路市」（政令上の区分：乙地）の額で一本化されます。



25. 市町村道の舗装整備

- 調整方針は『合併時に統合（同一内容）』
- ＜主な調整内容＞
 - 現在6市町村で実施している事業の推進を新市においても図る必要があります。

26. 街路灯の整備

- 調整方針は『合併時に統合（同一内容）』
- ＜主な調整内容＞
 - 交通安全上、国・道・市町村道の総合的な整備が新市においても必要です。

27. 道路の除雪と冬の路面对策

- 調整方針は『調整猶予（5年程度）』
- ＜主な調整内容＞
 - 6市町村とも道路交通の安全性を確保するため、幹線道路を優先し迅速な除雪作業に取り組んでいますので、新市においても地域特性に十分配慮しつつ柔軟に対応するとともに、当分の間、現行除雪水準を維持します。
 - 6市町村それぞれの地域特性により除排雪体制が異なり、急激に一本化することは難しいことから、新市においても現行の拠点施設を維持し、随時調整しながら除排雪体制の強化を図ります。
 - 6市町村の実態を踏まえ、除雪作業初動の基準の降雪量を10cmとするとともに、直営除雪体制や民間借上げ車両数・委託料など現行で相違のある除排雪の対応を新市において調整することとし、その経過措置期間を5年程度とします。

28.河川占用料と採取料

- 調整方針は『合併時に統合（同一内容）』
 - <主な調整内容>
 - 制度は同一内容ですので、合併時に現行のまま新市へ引き継ぎます。

29.市町村営住宅の入居資格と使用料

- 調整方針は『4年程度の経過措置を設け統合（一本化）』
 - <主な調整内容>
 - 入居資格基準・消費税の取扱い・納入方法は、事業内容に違いはなく、特に課題はありません。
 - 使用料（家賃）規定は、公営住宅法による算定基準に基づき一本化されることとなりますが、使用者の急激な負担増を避けるため、使用料の値上げに係るものについては、4年程度の据え置き措置を行います。
 - 敷金規定・使用料減免規定は、「釧路市」の基準をベースに一本化を図り、合併時に新市に引き継ぎます。

30.市町村営住宅使用料の収納

- 調整方針は『合併時に統合（一本化）』
 - <主な調整内容>
 - 他の収納業務との総合的な調整が必要ですが、「釧路市」で行っている委託方式をベースに、収納業務の効率化と収納経費の節減を図ります。

31.市町村営住宅の建設・建替え整備計画（住宅マスタープラン）

- 調整方針は『2年程度の経過措置を設け再編』
 - <主な調整内容>
 - 新市へ移行後、現在の6市町村の計画を再編し一本化する必要があります。また、事業実施の円滑な推進を図るため、6市町村の現行計画の早急なまとめが必要ですが、その期間は2年程度を目途とします。

32.空港施設

- 調整方針は『合併時に統合（一本化）』
 - <主な調整内容>
 - 釧路市単独の事業であり特に課題はありませんので、「釧路市」の制度に一本化します。

33.港湾指定

- 調整方針は『合併時に統合（一本化）』
 - <主な調整内容>
 - 釧路市単独の事業であり特に課題はありませんので、「釧路市」の制度に一本化します。

簡易水道に関すること

34.簡易水道の事業認可

- 調整方針は『合併時に統合（同一内容）』
 - <主な調整内容>
 - 新市が一括して北海道知事へ水道事業経営認可申請を行います。
 - 現在、給水区域に設置されている施設等は、現行のまま新市に引き継ぎます。施設等の老朽化対策には、資本投下が必要とされることから、新市において、事業会計の健全化を図りながら検討します。

都市計画に関すること

35. 都市計画マスタープラン

- 調整方針は『その他』

< 主な調整内容 >

- 当面、現行の都市計画マスタープランにより地域特性に配慮した「まちづくり」を進めますが、新市における都市計画マスタープランは、法定手続等を考慮し新総合計画（平成19年度作成予定）に基づき策定します。

36. 緑の基本計画

- 調整方針は『その他』

< 主な調整内容 >

- 当面、現行の緑の基本計画により地域の緑地計画を進めますが、新市における緑の基本計画は、法定手続等を考慮し都市計画マスタープランに基づき策定します。

37. 都市計画における用途地域

- 調整方針は『その他』

< 主な調整内容 >

- 法定手続等を考慮し合併後に対応すべき事項ですので、現状において調整不要です。

38. 字名・町名

- 調整方針は『合併時に統合（一本化）』

< 主な調整内容 >

- 字名地番の改正に伴う登記、住所・所在の変更手続き作業、周知期間が必要です。

- 字名・地名への対応は、

共通…大字、字を廃止します。

釧路市…市現行のとおり。

釧路町…市別保1丁目1番地のよう釧路町の名称は残しません。

阿寒町、鶴居村、白糠町、音別町…基本的に旧町名を残しますが、必要に応じて調整します。

< 事例 >

- 市阿寒中央町
- 市鶴居市街西通り
- 市白糠西1条北1丁目
- 市音別朝日1丁目

- 釧路市と釧路町の間に存在する同一呼び名の対応については、合併後更に検討します。

39. 民間土地区画整理事業への助成

- 調整方針は『合併時に統合（一本化）』

< 主な調整内容 >

- 事業を実施しているのは釧路市と釧路町であり、助成制度はほぼ同一ですので、合併時に「釧路市」の制度で一本化します。

40. 公園の維持管理（都市公園）

- 調整方針は『3年程度の経過措置を設け統合（一本化）』

< 主な調整内容 >

- 現在、各自治体の実情に合わせた体制が取られており、合併時に一本化は難しいことから、合併後、現行の管理委託先の状況を見て一本化を図ります。



協議会の動き

第5回協議会の結果

報告事項

■各小委員会の開催について
前回協議会以降の小委員会の開催状況について報告がありました。

■合併の方式等について

合併の方式、期日、新市の名称、事務所の位置の4項目の調整方針案について新市建設構想小委員長から報告があり、承認されました。

■先行調整項目等の調整方針(案)について

先行調整項目40項目、その他の項目40項目の合計80項目の調整方針案について各小委員長から報告があり、承認されました。

【質疑応答】

●ごみ手数料の説明の中で、白糠町の事例(維持管理費の30%を負担)が補足説明されたが、この金額が新市におけるごみ手数料の目安になるのか。(小委員長)
手数料については、安易に試算できないことから、直近にごみ処理の有料化を導入した白糠町の例を参考として報告した。正確な数字とは言えないが、住民説明の

際のひとつの参考と考えている。

●乳幼児の医療費補助は、道の制度(3歳未満無料)を基準に調整を行うのか。(事務局)道の制度に加え、現在、各市町村共通で実施している制度(3歳以上6歳未満無料)も合わせて、新市に引き継ぐことになる。

●医師職の給料を、現行のまま新市に引き継ぐと、相当な格差が生じてしまうのではないか。(会長)医師の確保は重要な問題と考えているが、いつまでも格差を残しておくことにもならないので、今後、調整していきたい。

●市立病院等の扱いについて、調整期間を明確にできないか。(会長)難しい問題ではあるが、地域医療の確保が基本と考えているので、空白が生じないよう、最後は市が責任を持つ形で考えていきたい。

●家畜排せつ物の処理で、現在の法の適用期間である平成16年10月までに新たな法的措置が講じられない場合、新市として独自の取組みをすることになるのか。(専門部会)新市に

各小委員会の開催状況

新市建設構想小委員会

■第12回 8月26日(火)

<協議事項>

・新市建設計画(案)について

広報広聴小委員会

■第7回 8月12日(火)

<協議事項>

・協議会だよりの発行について

・概要版(案)の発行について

・住民説明会について

行財政小委員会

■第9回 8月4日(月)

■第10回 8月18日(月)

■第11回 8月26日(火)

<協議事項>

・先行調整項目等調整方針(案)について

・財政計画(案)について

住民生活小委員会

■第7回 8月5日(火)

<協議事項>

・先行調整項目等調整方針(案)について

都市環境小委員会

■第6回 8月7日(木)

<協議事項>

・先行調整項目等調整方針(案)について

産業経済小委員会

■第7回 8月4日(月)

<協議事項>

・先行調整項目等調整方針(案)について

協議事項

■釧路地域6市町村合併協議会幹事会設置規程の一部を改正する規程(案)について

なる前に新たな政策判断が必要になるものと考えている。

●字名・町名の取扱いで、釧路町は新市の名称の後に従前の自治体名を付けないことになるのか。(専門部会)釧路市と釧路町は、現行のままの地名で足りるもの(例:市別保)と判断した。

阿寒町の機構改革に伴い、構成幹事の役職名に変更が生じたため、幹事会設置規程の部を改正することについて協議され、原案のとおり承認されました。

変更内容

幹事会構成委員(阿寒町)

新	旧
まちづくり推進課長	企画財政課長